

# 重層的な委託者保護の取組

理解度確認の実施時期を契約後から契約前に修正

入口における勧誘対象の絞り込み

②ハイリスク取引経験者の確認

③以下の条件について確認

- (i) 65歳未満
- (ii) 年金等の収入が収入全体の過半を占めている者でないこと
- (iii) 年収800万円以上若しくは金融資産2,000万円以上又は特定の資格を有する者(弁護士等)

理解度確認による勧誘対象の絞り込み

テスト方式で全問正答を必須とし、出題問題も適宜変更

再テストの実施方法を制限

外務員による理解度確認を禁止するなど、外務員の関与を制限

特定の資格を有する者は④理解度確認を不要とする

④取引のリスク等の理解度確認

理解度確認不合格者



契約締結

⑤熟慮期間 14日間

取引開始

⑥顧客の年収及び金融資産の合計額の3分の1を上限として、投資上限額を設定

・投資上限額の3分の1で取引(90日の習熟期間)

・証拠金が投資上限額に達した場合、取引を強制的に終了(1年間)

「アラート機能」を義務付け  
※一定の損失が生じる前段階で顧客に知らせる

商品先物取引業者に内部統制の態勢構築を義務付け

①不招請勧誘が認められる基準  
(②)④について説明

基準を充たさない者



①～④の確認に係るエビデンスの保管義務(10年間)

①～⑥に反して取引を行った場合、①～④の確認に係るエビデンスの保管義務に違反した場合又は顧客の申告内容が事実と異なることを知っていた場合には、当該取引は事業者の計算によるものとみなす。  
③(ii)(iii)の確認について、収入や金融資産の内訳を顧客に申告させることを商品先物取引業者に義務付ける。

# 包括的な委託者保護策の全体像

<改正省令の施行前>

<取引中>

<取引後>

